

議案第 2 3 号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成 1 3 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第 4（第 2 条関係） その他の手数料				別表第 4（第 2 条関係） その他の手数料					
	手数料の種類			手数料の金額		手数料の種類			手数料の金額
1～	(略)			(略)	1～	(略)			(略)
16					16				
17	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定	(1) 低炭素建築物の新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 号に掲げる基準に適合していること	一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住戸部分 住宅用途の合計（市長が別に定める） 住戸部分以外及び共同住宅用の床面積を除く	(略)	17	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定	(1) 低炭素建築物の新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 号に掲げる基準に適合していること	一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住戸部分 住宅用途の合計（市長が別に定める） 住戸部分以外及び共同住宅用の床面積を除く	(略)

定に基づき炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	示す又はこれら書類を市長別に定める場合	く。以下17の項(1)において同じ。)が300平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	19,000円
		(2) 一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住戸部分	(略)
		共同住宅(市長別に定めるものを除く。)の共用部分	(略)
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	145,000円
		住宅用途を含む建築物	(略)

定に基づき炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	示す又はこれら書類を市長別に定める場合	く。以下17の項(1)において同じ。)が300平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	31,000円
		(2) 一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住戸部分	(略)
		共同住宅(市長別に定めるものを除く。)の共用部分	(略)
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	192,000円
		住宅用途を含む建築物	(略)

			の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）	以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	118,000 円
			住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合を除く。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	(略)
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	317,000 円
18	(略)				(略)
19	建築物のエネルギー	(1) 建築物のエネルギー	ア 建築物の	床面積の合計（市長	11,000 円

			の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）	以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	158,000 円
			住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合を除く。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	(略)
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	412,000 円
18	(略)				(略)

ルギ一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	ルギ消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物に記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合	別定める方法によつて算定したものをいう。以下この項及び23の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	19,000円
		イ建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	5,500円
		第12条第2項又は第13	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	9,500円

	第3項の規定による場合		
(2) 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第12条第1項第13条第2項の規定による場合（（1）アに掲げる場合を除く。）	ア	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000円
	イ	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	334,000円
		イ	102,000円

	ギ一 消費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第1号 に定め る基準 に合 するもの	一トル 未満の もの 床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	130,000 円
(3) 建築物 のエネル ギー消 費性能 の向上 に関する 法律第 12条第 2項又 は第1 3条第 3項の 規定に よる場 合(1) イに掲 げる場 合を除 く。)	ア 建築物 のエネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第1号 に定め る基準 に合 するもの	床面積 の合計 が300 平方メ ートル 未満の もの 床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	133,500 円 167,000 円
	イ	床面積	51,000

			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に定める基準に適合するもの	の合計が300平方メートル未満のもの	の合計が300平方メートル未満のもの	65,000円
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類	一戸建ての住宅・住宅用途を含む住宅部分	非住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(略)円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)円

19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類	一戸建ての住宅・住宅用途を含む住宅部分	非住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(略)円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)円

一消費性 能向上 計画の 認定の 申請に 対する 審査	として 市長が 別に定 めるも のが提 出され た場合			
	(2) 一戸建ての (1) 住宅・住宅 以外の用途を含む 建築物の住 宅部分 エネルギー消 費性能等 を定め る省令 第102 号イ及 び口に 定める 基準に 適合す るもの		(略)	
	(3) 非住床面積 (1) 宅用の合計 以外をが300 場合、含む平方メ 建築物建一トル エネルギー未満の ギー消費非住もの 費性能宅部床面積 基準等分の合計 を定めが300		334,000 円	(略)

定に 基づく 建築物 エネルギー 消費性 能向上 計画の 認定の 申請に 対する 審査	として 市長が 別に定 めるも のが提 出され た場合			
	(2) 一戸建ての (1) 住宅・住宅 以外の用途を含む 建築物の住 宅部分 エネルギー消 費性能等 を定め る省令 (平成 28年 経済産 業省・ 国土交 通省令 第1号) 第10 条第2 号イ及 び口に 定める 基準に 適合す るもの		(略)	
	(3) 非住床面積 (1) 宅用の合計 以外をが300 場合、含む平方メ 建築物建一トル エネルギー未満の ギー消費非住もの 費性能宅部床面積 基準等分の合計 を定めが300		432,000 円	(略)

	る省令 第10 条第1 号イ (1) 及びロ (1) に定め る基準 に適合 するも の		平方メ ートル 以上の もの		
	(4) (1) 以外 の場合 で、建 築物エ ネルギー 消費性 能基準 等を 定める 省令第 10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に定め る基準 に適合 するも の	非住 宅用 の合 計を 含む 建築 物の 非住 宅部 分	床面積 の合計 が300 平方メ ートル 未満の もの 床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	(略)	130,000 円
21	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請			当該変更認定申請の部分を20の項により算定した額に2分	

	る省令 第10 条第1 号イ (1) 及びロ (1) に定め る基準 に適合 するも の		平方メ ートル 以上の もの		
	(4) (1) 以外 の場合 で、建 築物エ ネルギー 消費性 能基準 等を 定める 省令第 10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に定め る基準 に適合 するも の	非住 宅用 の合 計を 含む 建築 物の 非住 宅部 分	床面積 の合計 が300 平方メ ートル 未満の もの 床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	(略)	171,000 円
20	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請			当該変更認定申請の部分を19の項により算定した額に2分	

				の1を乗じて得た額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>20</u> の項により算定した額とする。
22	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類を市長が定めるもの提出した場	一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住宅部分 非住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略) (略) 19,000円

				の1を乗じて得た額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>19</u> の項により算定した額とする。
21	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類を市長が定めるもの提出した場	一戸建ての住宅・住宅用途を含む建築物の住宅部分 非住宅用途を含む建築物の住宅部分 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略) (略) 31,000円

対する審査	(2)	(略)	(略)	
	(3)	一戸建ての	(略)	
	(1)	住宅	(略)	
	以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの	住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下22の項(3)において同じ。)が300平方メートル未満のもの	(略)
	(4)	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)
			334,000円	

対する審査	(2)	(略)	(略)	
	(3)	一戸建ての	(略)	
	(1)	住宅	(略)	
	以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの	住宅用途を含む建築物の住宅部分	床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下21の項(3)において同じ。)が300平方メートル未満のもの	(略)
	(4)	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	(略)
			432,000円	

		を定め る省令 第1条 第1項 第1号 に定め る基準 に適合 するも の	が300 平方メ ートル 以上の もの			を定め る省令 第1条 第1項 第1号 に定め る基準 に適合 するも の	が300 平方メ ートル 以上の もの		
		(5) (1) 以外の 場合で、 建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第1号 に定め る基準 に適合 するも の	住用 の合計 が300 平方メ ートル 未満の もの	(略)		(5) (1) 以外の 場合で、 建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第1号 に定め る基準 に適合 するも の	住用 の合計 が300 平方メ ートル 未満の もの	(略)	
			非住宅 用途を 含む建 築物の 非住宅 部分	床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	130,000 円		非住宅 用途を 含む建 築物の 非住宅 部分	床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの	171,000 円
23	建築 物のエ ネルギー 消費性能 の向上に 関する法 律第34 条第3項 に規定す る建築 物につ いて、当 該建築 物の第 1項に 規定す る	(1) 建 築物の エネルギー 消費性能 の向上に 関する法 律第34 条第3項 に規定す る他の 建築物に ついて、 当該建 築物の第 1項に 規定す る	建 築物の エネルギー 消費性能 の向上に 関する法 律第34 条第3項 に規定す る他の 建築物に ついて、 当該建 築物の第 1項に 規定す る	床面積 の合計 が300 平方メ ートル 未満の もの	5,500 円				
			床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上の もの		9,500 円				

成28 年国 土交 通省 令第 5号) 第11 条の 規定 に基 づく 軽微 な変 更に 該当 して いる こと を証 する 書面 の交 付の 申請 に対 する 審査	建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更に係る認定を受けたことに基づき提出された書類が提出された場合	(2) (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	133,500 円
	以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	167,000 円
	以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの	(1) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	51,000 円
			(1) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
24	(略)		(略)
25	(略)		(略)

22	(略)		(略)
23	(略)		(略)

<p>備考 1～7 (略)</p> <p>8 <u>20の項</u>に規定する申請が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、一の建築物ごとに同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。</p> <p>9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第35条第2項後段</u>の規定に基づく建築確認申請書の提出が行われた場合には、<u>20の項</u>又は<u>21の項</u>により算定された額に別表第2の1の項で定める建築確認申請の審査手数料を加える。</p> <p>10 <u>22の項</u>に規定する申請が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。</p>	<p>備考 1～7 (略)</p> <p>8 <u>19の項</u>に規定する申請が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、一の建築物ごとに同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。</p> <p>9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第30条第2項後段</u>の規定に基づく建築確認申請書の提出が行われた場合には、<u>19の項</u>又は<u>20の項</u>により算定された額に別表第2の1の項で定める建築確認申請の審査手数料を加える。</p> <p>10 <u>21の項</u>に規定する申請が行われた場合には、当該申請1件につき、当該申請の区分に応じ、同項に掲げる条件に該当する手数料の金額をそれぞれ合算して得た額を審査手数料とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明